

## 【各論 1 項目目】

情報通信研究機構の事務・事業を独立行政法人で行わなければならない具体的根拠、情報通信研究機構の職員で行わなければならない具体的根拠について御教示願いたい。

- (1) 情報通信技術はそれ自体が国際競争の激しい分野であるのみならず、現在では、国民生活や経済活動全般を支える社会基盤としての役割を果たしており、その発展が我が国の国際競争力にも大きな影響を与えるものになっている（全般 1 項目：別添 1 参照）。

このような情報通信分野の発展を支える情報通信技術の研究開発のうち、基礎的でリスクの高いものやいわゆるデスバレーの克服に必要となる実用化まで長時間・高負担を要するものなど、民間企業において実施を期待することが困難である次世代の発展基盤となる技術の研究開発については、基礎研究や応用研究を中心に、国が先導的役割を果たしていく必要がある。

- (2) 一方、このような研究開発のうち、必ずしも国自らが主体となって直接実施する必要はないと判断されるものについては、そのような業務を効率的・効果的に実施するにふさわしい自律性及び自主性を備えた法人に委ねるという独立行政法人通則法の趣旨に基づき、国が定める中期目標の下、独立行政法人情報通信研究機構において実施することとしているものである。

（参考）独立行政法人通則法第 2 条第 1 項

この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの…（略）…を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

- (3) 平成 13 年 4 月の設立以来、情報通信研究機構は、情報通信技術の研究開発に関する高い知見と人材を活用することにより、国が定める中期目標に従って策定した中期計画・年度計画を着実に達成してきている。

具体的には、研究者の多数が博士号・修士号を有しているほか（博士号：187 名、修士号：61 名（注 1））、平成 16 年度においては 997 件の

査読付論文の発表や262件の特許出願を行い、過去5年間においても115件の国内外の受賞表彰を受けるなど、情報通信技術に関する我が国唯一の公的研究機関として高い実績をあげている。また、外部有識者から構成される総務省独立行政法人評価委員会において実施されている情報通信研究機構に対する毎年度の実績評価においても中期目標・計画を着実に達成しているとの評価を受けているところである（注2）。

（注1）博士号・修士号の人数については平成17年8月現在。

（注2）平成16年度の情報通信研究機構の研究開発等の業務推進の実績報告に対する総務省独立行政法人評価委員会の評価結果は、6項目についてAA評価、残り19項目についてA評価となっている。

※AA：中期計画を大幅に上回って達成      A：中期目標を十分達成

B：中期目標を概ね達成

C：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある

D：中期目標を下回っており大幅な改善が必要

(4) 一方、近年の民間企業における情報通信技術の研究開発活動はNTTの民営化や再編成等に伴い縮小傾向にあるほか、国内外の市場競争の激化に伴い、新しい製品やサービスの導入に向けた開発研究など短期的に収益に結びつく研究開発が中心となっており（全般1項目目：別添2、各論3項目目参照）、情報通信研究機構が実施している研究開発について、民間企業において安定的かつ継続的に行うことは想定し難い。

(5) したがって、今後とも、高い知見、人材及び実績を有する情報通信研究機構において、国が先導的役割を果たすべき情報通信技術の研究開発を実施する必要がある。